

# 能登島地域づくり協議会規約

## 目次

- 第1章 総則（第1条－3条）
- 第2章 構成（第4条－7条）
- 第3章 役員及び幹事（第8条－14条）
- 第4章 会議（第15条－24条）
- 第5章 会計等（第25条－28条）
- 第6章 規約の変更、解散及び合併（第29条－32条）
- 第7章 個人情報の保護・情報公開（第33条－34条）
- 第8章 雑則（第35条）
- 附則
- 改正附則

## 第1章 総則

### （名称及び事務所）

第1条 この協議会は、能登島地域づくり協議会（以下「協議会」という。）と称し、事務所を七尾市能登島地区コミュニティセンター（七尾市能登島向田町ろ部8番地1）に置く。

### （目的）

第2条 協議会は、能登島地域において地域の特性を活かした魅力あるまちづくりのための調査・研究を行うとともに市民と行政が互いに連携し、ともに担い手となって地域の特性を十分に発揮できる市民主体の協議会とし、自主自立的な地域づくりへの取り組みを促進することを目的とする。

### （事業）

第3条 協議会の事業は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 「まちづくり」に関する住民意見の集約と関係機関への意見具申
- (2) 市民活動を推進するために団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助に係る事業
- (3) 市民活動を行う団体の交流・協働の促進に係る普及活動
- (4) 「まちづくり」に関する調査・研究
- (5) その他目的を達成するために必要な事業

## 第2章 構成

### （会員）

第4条 協議会の会員は、次に掲げる各種団体から推薦を受けた個人及び市民で構成する。

- (1) 能登島町会連合会
- (2) 能登島観光協会
- (3) 能登島地区民生児童委員協議会
- (4) 能登鹿北商工会及び商工団体
- (5) 能登わかば農業協同組合
- (6) 石川県漁業協同組合ななか支所
- (7) 能登島地区老人クラブ連合会
- (8) 能登島地域女性団体協議会
- (9) 七尾市社会教育委員
- (10) 小、中学校PTA

(11) その他目的に賛同する団体、及び市民

#### (入会)

第5条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込むものとし、会長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 会長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

#### (退会)

第6条 会員は、退会の意を記載した書面を会長に提出して任意に退会することができる。

#### (除名)

第7条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、役員会において出席役員の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この規約又は総会もしくは役員会の定める規則に違反したとき。

(2) この協議会の目的に反する行為をしたとき。

### 第3章 役員及び幹事

#### (種別及び定数)

第8条 本会会員から、以下の役員を選出する。

(1) 幹事 7名以上

(2) 事務局長 1名

(3) 監事 2名

2 幹事は会員の互選により選任する。

3 幹事のうち1人を会長、2人を副会長、部会長を部会ごとに1名選出する。

#### (役員を選出)

第9条 協議会の役員は、次の方法により選出する。

(1) 会長、副会長は、役員会で互選する。

(2) 事務局長は、役員会において会長が選出する。

(3) 監事は、会員の中から会長が選出する。

(4) 部会長は、各部会において選出する。

2 役員を選出については、以下の事項を満たすこととする。

(1) 当該役員及びその配偶者又は3親等内の親族等である役員の合計数が、役員の総数の3分の1を超えないことと。

(2) 他の同一の団体の役員である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある役員の合計数が、役員の総数の3分の1を超えないことと。

#### (役員の仕事)

第10条 協議会の役員は、次の仕事を行う。

(1) 会長は、協議会を代表し、会務全般を統括する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その仕事を代理する。

(3) 事務局長は、協議会の会務会計、事務全般を統括する。

(4) 監事は、会務及び会計の監査を行う。

(5) 部会長は、担当部会の運営にあたる。

#### (役員及び幹事の任期)

第11条 協議会の役員及び幹事の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、役員に欠員が生じた場合補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 任期満了の役員には、後任者が就任するまでは、その任務を行わなければならない。

#### (欠員補充)

第12条 幹事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

#### (解任)

第13条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において出席した会員の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反があると認められるとき。
- (3) その他役員として相応しくない行為があると認められるとき。

#### (顧問及び参与)

第14条 協議会は、必要に応じて、顧問及び参与を置くことができる。

### 第4章 会議

#### (会議の種別)

第15条 協議会の会議は、総会、役員会及び部会とする。

#### (会議の構成)

第16条 総会は、会員をもって構成する。

2 役員会は、役員をもって構成する。

3 部会は、部会員をもって構成する。

#### (議決事項)

第17条 総会は、次の事項を議決しなければならない。

- (1) 事業計画及び収支予算に関すること
- (2) 事業報告及び収支決算に関すること
- (3) 役員を選任及び解任に関すること
- (4) 規約の改廃に関すること
- (5) 解散
- (6) 合併
- (7) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) その他の運営に関すること

#### (役員会)

第18条 役員会は、次の事項を審議決定しなければならない。

- (1) 総会に議決された事項の執行に関すること
- (2) その他総会の議決を要しない会務の執行に関すること

#### (部会)

第19条 部会は次の各号に掲げるものとし、その主な事業は次のとおりとする。

- (1) 環境防災部会 地域の防災・交通防犯、環境保全に関すること

- (2) 生活福祉部会 地域福祉及び健康づくりに関すること
- (3) 教育文化部会 社会教育及び文化振興に関すること
- (4) 観光産業部会 地域産業の振興に関すること
- (5) 総務部会 各部会の連絡調整及び広報、その他地域活性化に関すること
- (6) コミュニティビジネス事業部会 収益を伴う地域貢献事業に関すること

※コンプライアンスの観点から（一社）のと島クラシカタ研究所が担うこととする

- 2 部会員は各種団体等から推薦を受けた者並びに個人等をもって構成する。
- 3 部会長は、担当部会の運営を統括する。
- 4 部会は、部会長が招集し、事業計画に基づきその執行にあたる。

#### （会議の招集）

第20条 定期総会は、会長が毎年1回、会計年度終了後60日以内にこれを招集する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に、会長がこれを招集する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 役員総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

3 役員会は、次の各号の一に該当する場合に、会長がこれを招集する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 役員から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

#### （会議の議長）

第21条 本会の総会の議長は、会長が務める。

2 役員会の議長は、会長が務める。

#### （定足数）

第22条 総会は、会員の過半数の出席をもって成立する。

#### （議決）

第23条 総会および役員会の議決は、出席者の過半数でこれを決する。

2 議決に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する役員・会員を除いた上で行う。

#### （議事録）

第24条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員総数及び出席者数
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名、押印をしなければならない

3 役員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

### 第5章 会計等

#### （経費）

第25条 協議会の経費は、補助金、寄付金その他の収入をもって充てる。

2 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

#### （事業計画及び予算）

第26条 事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が作成し、役員会の議決を経なければ

ならない。

#### (決算の監査)

第 27 条 協議会の収支決算は、総会までに監事の監査を得なければならない。

#### (臨機の措置)

第 28 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

### 第 6 章 規約の変更、解散及び合併

#### (規約の変更)

第 29 条 規約を変更しようとするときは、総会において会員総数の 3 分の 2 以上の議決を経なければならない。

#### (解散)

第 30 条 この協議会は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 会員の欠亡
- (3) 合併

2 前項第 1 号の事由により解散する場合は、会員総数の 3 分の 2 以上の承諾を得なければならない。

#### (残余財産の帰属)

第 31 条 この協議会の解散（合併による解散を除く）したときに残存する財産及び地位は、解散の総会で定める本協議会と類似の目的を有する団体に寄付・継承するものとする。

#### (合併)

第 32 条 この協議会が合併しようとするときは、総会において会員総数の 3 分の 2 以上の議決を経なければならない。

### 第 7 章 個人情報の保護・情報公開

#### (個人情報の保護)

第 33 条 協議会は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう、個人情報の収集、提供及び管理等については慎重に行い、当初の目的以外の目的のために利用してはならない。

#### (情報の公開)

第 34 条 協議会の運営及び事業等に関し、会議の議事録、会計及び資産に関する帳簿の閲覧を請求された時は、正当な理由がない限り、前条に配慮しこれを認めなければならない。

2 協議会の運営及び事業については、広報紙、インターネット等を通じて、会員に情報提供を行うよう努めるものとする。

### 第 8 章 公益通報者保護に関する規程

#### (公益通報制度)

第 35 条 協議会は、不正行為による不祥事の防止及び早期発見、自浄作用の向上、風評リスクの管理及びこの団体に対する社会的信頼の確保のため、公益通報制度を設ける。

#### (相談窓口及び通報窓口)

第 36 条 協議会は、役員及び会員が不正行為等の相談・通報するための窓口を設ける。

2 役員及び会員は次の窓口にご相談・通報することができる。

- (1) 会長
- (2) 副会長

#### (不利益処分等の禁止)

第 37 条 協議会の役員及び会員は、通報者等が通報等を行ったこと、通報者に協力したこと又は通報等に基づく調査に積極的に関与したことを理由として、通報者等に対する懲罰、差別的処遇等の報復行為、人事考課におけるマイナス評価等、通報者等に対して不利益な処分又は措置を行ってはならない。

### 第 9 章 雑則

#### (雑則)

第 38 条 この規約に定めるもののほか必要な事項が生じたときは、会長がその都度これを定める。

#### 附則

- 1 この規約は、平成 20 年 7 月 9 日から施行する。
- 2 この協議会の設立当初の役員並びにその役職は、次の通りとする。  
会長 中村 重信  
副会長 角屋 滋隆  
副会長 川田 武子
- 3 初年度における役員の任期は、協議会設立日から平成 22 年 3 月 31 日までとする。
- 4 この規約は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

#### 改正附則

- 1 この規約は、平成 23 年 5 月 27 日に改正、平成 23 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 この規約は、平成 27 年 5 月 25 日に改正、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。
- 3 この規約は、平成 28 年 5 月 18 日に改正、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。
- 4 この規約は、平成 30 年 5 月 10 日に改正、平成 30 年 6 月 1 日から施行する。
- 5 この規約は、令和 2 年 6 月 15 日に改正、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。
- 6 この規約は、令和 6 年 5 月 24 日に改正、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。